

給食提供業務委託に係るプロポーザル募集要項

令和6年11月14日

社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団
理事長 関根 浩一

○趣旨

秋田県社会福祉事業団が運営する高清水園、障害者支援センター御所野及びやまばと園において、給食提供業務を委託しており、契約満了に伴う次期委託候補者を選定するため、プロポーザルを実施する。

○業務委託内容

- ・各施設の給食提供業務委託仕様書のとおり
- ・委託契約については、「高清水園・障害者支援センター御所野」給食提供業務、「やまばと園」給食提供業務のそれぞれについて締結します。

○参加資格

- 1) 参加表明書提出時点において、東北地区に本社、支店又は営業所を有していること。
- 2) 食品衛生法に規定する営業許可を受けていること。
- 3) 過去5年間に秋田県内の社会福祉法人、医療法人、学校法人において給食提供業務を複数年継続して履行した実績があること。
- 4) 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員であること。又は委託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者であること。
- 5) 秋田県内において指名停止期間中でないこと。
- 6) 破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされている者、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをした者でないこと。
- 7) 法人税、事業税、消費税及び地方税を滞納していないこと。

○プロポーザルに係るスケジュール等

- 1) 現地説明会
【感染症等リスク軽減の観点から実施しない。】
- 2) 参加表明書類提出
【令和6年11月27日（水）正午まで】
 - ・参加表明書（指定様式）
 - ・会社概要（指定様式又は類似資料等）
 - ・業務実績調書（指定様式又は類似資料等）
- 3) 質疑応答
【令和6年12月4日（水）正午まで】
 - ・指定の質問書を使用すること。※質問者を含めた参加表明した事業者へメールで回答する。
- 4) 提案書類提出
【令和6年12月11日（水）正午まで】
 - ・提案書（任意様式）
 - ・参考見積書（指定様式）

2)～4)における提出方法は、次のとおりとする。

- ・質問書はワードファイルのままメール送信すること。
- ・質問書以外の書類は、PDF形式でメール送信すること。
- ・いずれも到着確認のため、メール送信後に担当あて電話連絡すること。

～ 提出先 ～

秋田県社会福祉事業団 事務局 経営管理課 古関（こせき）
 TEL：018-889-8360 e-mail：mail@fukinoto.or.jp

5) プレゼンテーション

【感染症等リスク軽減の観点から実施しない。】

6) 審査結果の通知

【令和6年12月17日（火）以降】

- ・各参加者へメールで通知する。

○選定方法

審査委員会において、次の評価基準に基づき提案を採点し、協議した結果により決定する。

評価項目		配点
業務実績	・これまでの給食提供業務の実績	20点
提案内容	・施設給食業務に対する考え方	80点
	・施設運営に寄り添った給食提供における提案力（物価変動への対応、利用者満足度向上への協力、災害時の協力、その他柔軟な対応）	
	・衛生管理、感染症発生やクレーム対応等の危機管理	
	・食材調達及び食材の安全性（仕入れ先ルート、食材管理、誤発注対応等について）	
	・人員配置及び人員確保	
業務見積	・現場業務の管理運営、施設との連携（業務開始時の対応、バリオクッキングセンター等の新規導入機器への対応、連絡調整体制等について）	50点
	・委託料の妥当性	
	・食糧材料費単価の妥当性	
合計		150点

○契約手続き

- 1) 選定された委託候補者は、提出書類に基づき、具体的委託内容を協議すものとし、双方において具体的委託内容及び契約金額について合意に達した場合に限り、委託契約を締結するものとする。
- 2) 合意に達しない場合は、次順位の候補者と協議を行うものとし、以降についても同様とする。

○その他

- ・参加表明書、会社概要及び提案書は、PDF形式での提出とする。
- ・参加表明書、会社概要及び提案書に虚偽の記載をした者は失格とする。
- ・提出期限を経過してからの提出書類の差替え、再提出は認めない。
- ・参加手続きに係る費用は、参加者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・提出された書類は、公平性・透明性及び客観性を期すため、監査機関等からの求めがあった場合には開示または公表する。